

写

職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和4年10月

沖縄県人事委員会

人委第366号
令和4年10月4日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿
沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に
関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。あわせて、公務運営の課題について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与	1
2	民間の給与	3
3	職員給与と民間給与との比較	5
4	物価及び生計費	6
5	人事院勧告等の概要	7
6	本年の給与改定	7
7	勧告実施の要請	8
別紙第2	勧告	9
別紙第3	公務運営の課題に関する報告	39
1	勤務環境の整備	39
2	人材の確保及び育成	43
3	服務規律の確保と法令遵守の徹底	45

参考資料

1	職員給与関係	1
2	民間給与関係	39
3	標準生計費及び労働経済指標	57
4	人事院勧告等の骨子	61

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年4月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和4年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第1表に示すとおり、職員の総数は20,254人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について9種10給料表が適用されている。

第1表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	任期付の職 (医療職(3))	計
職員数	4,611	2,862	39	12,189	200	286	2	10	55	20,254
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高等の 教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	特定任期 付職員	行政職員	看護師	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	条例第7条 第1項の 給料表	行政職 給料表	医療職 給料表 (3)	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 2 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢42.4歳、平均経験年数19.7年、平均扶養親族数1.0人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢41.0歳、平均経験年数18.1年、平均扶養親族数0.9人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第2表に示すとおりである。

第2表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、()内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,070 (54.7)	9,184 (45.3)	20,254 (100.0)
行政職	2,858 (62.0)	1,753 (38.0)	4,611 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,457 (81.3)	1,972 (9.7)	1,806 (8.9)	19 (0.1)	20,254 (100.0)
行政職	3,611 (78.3)	559 (12.1)	441 (9.6)	0 (0.0)	4,611 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年4月における職員全体の平均給与月額は、第3表に示すとおり、385,169円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は346,683円である。

第3表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		385,169	346,683
内 訳	給 料	351,061	314,519
	扶 養 手 当	11,864	10,609
	そ の 他	22,244	21,555

(注) その他は、管理職手当、住居手当等である。

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内372の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した134事業所を対象に「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第4表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベース改定の慣行のない事業所の割合が64.8%（昨年70.3%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は30.7%（同13.1%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は3.4%（同16.6%）となっている。

また、第5表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は67.3%（昨年75.6%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所の割合は0.8%（同5.4%）、定期昇給制度のない事業所の割合は31.8%（同19.0%）となっている。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	30.7	3.4	1.0	64.8
管理職（課長級）	25.6	12.6	1.1	60.7

（注）ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増額	減額	変化なし			
一般従業員(係員)	68.2	67.3	23.1	1.8	42.4	0.8	31.8
管理職(課長級)	73.2	70.1	26.6	2.1	41.4	3.1	26.8

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 「定期昇給制度あり」及び「定期昇給実施」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で30.7%（昨年34.5%）、高校卒で12.9%（同22.0%）となっており、そのうち大学卒で23.4%（同24.6%）、高校卒で34.0%（同25.0%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	30.7	(23.4)	(73.3)	(3.3)	69.3
高 校 卒	12.9	(34.0)	(58.4)	(7.6)	87.1

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について9,272円、配偶者と子1人について12,616円、配偶者と子2人について16,806円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	平 均 支 給 月 額
配 偶 者	9,272
配 偶 者 と 子 1 人	12,616
配 偶 者 と 子 2 人	16,806

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

(イ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額との4.38月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	321,590 円
	上 半 期 (A ₂)	320,863 円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	678,305 円
	上 半 期 (B ₂)	729,006 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.11 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.27 月分
年 間 の 平 均		4.38 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均860円(0.25%)下回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$
349,983円	349,123円	860円 (0.25%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表のとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）		
8級	課長		
7級		支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）
6級	課長代理、中間職（課長－係長間）	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理、中間職（課長－係長間）	課長代理、中間職（課長－係長間）
3級		係長	係長
2級	主任、中間職（係長－係員間）	主任、中間職（係長－係員間）	主任、中間職（係長－係員間）
1級	係員	係員	係員

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で3.1%、沖縄県で2.9%、全国で2.5%上昇している。

第11表 消費者物価指数

区分	令和4年4月	令和3年4月	対前年同月比（%）
那覇市	102.2	99.1	3.1
沖縄県	101.9	99.0	2.9
全国	101.5	99.1	2.5

（注）令和2年＝100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりとなっている。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(令和4年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
129,260円	210,160円	203,080円	195,970円	188,880円

(参考資料 3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均921円(0.23%)下回っていることから、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表以外の俸給表の水準を引き上げることとした。

(2) 特別給

また、特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.11月分下回っていたことから0.10月分引き上げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

(参考資料 4 人事院勧告等の骨子 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定すること。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行うこと。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月分とすること。

支給月数の引上げ分は、本年度については12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、令和5年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

7 勧告実施の要請

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、職員においては、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく高い使命感と誇りを持って職務に精励していることに深く敬意を表する。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

近年、行政需要が複雑化・高度化する中、職員においては、県民の安全・安心の確保を始め、様々な分野で日々職務に精励しており、適正な給与の支給をはじめとする勤務条件は、そのような職員の努力や実績に報いるとともに、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(7) 特定幹部職員以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.5月分）とすること。

(4) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.225月分（再任用職員にあっては、0.6月分）とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(7) 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(4) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175

月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のア、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、1の(2)のイ、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	

	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
再任 用職 員以 外の 職員	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
	86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
	87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する会計年度任用職員を除く。

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
再任 用職 員以 外の 職員	73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
	83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200	
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500	
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700	
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500		
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800		
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000		
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200		
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500		
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800		
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000		
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200		
	94	300,600	324,200	350,600	384,200				
	95	301,700	325,600	352,100	384,800				
	96	303,000	326,900	353,600	385,300				
	97	304,100	328,100	354,900	385,700				
	98	305,300	329,400	356,100	386,100				
	99	306,500	330,700	357,200	386,700				
	100	307,700	332,000	358,400	387,200				

101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,300	179,900	232,300	276,200	324,300	358,900	416,400
	2	155,300	182,200	234,500	278,000	326,300	361,100	418,900
	3	156,500	184,700	236,500	279,800	328,300	363,200	421,500
	4	157,500	187,000	238,600	281,600	330,300	365,600	424,000
	5	158,500	189,400	240,600	282,900	332,500	367,500	426,200
	6	159,800	191,900	242,600	284,800	334,000	370,500	428,600
	7	161,100	194,300	244,700	286,600	335,600	373,500	431,000
	8	162,400	196,900	246,800	288,400	337,000	376,300	433,400
	9	163,500	199,200	249,000	289,500	338,200	378,900	435,100
	10	165,000	201,600	250,900	291,900	340,100	381,600	437,200
	11	166,700	204,000	252,800	294,100	342,100	384,100	439,400
	12	168,300	206,500	254,600	296,200	344,300	386,300	441,600
	13	169,600	208,800	256,200	298,400	346,100	389,000	443,300
	14	171,100	211,300	258,100	300,900	348,300	391,700	445,500
	15	172,700	213,900	259,900	303,100	350,400	394,500	447,600
	16	174,300	216,400	261,800	305,400	352,700	397,200	449,800
	17	175,700	218,700	263,400	307,600	355,000	400,000	451,900
	18	177,400	221,100	265,300	309,800	357,400	402,000	454,200
	19	179,100	223,700	267,200	311,900	359,600	404,000	456,500
	20	180,800	226,300	269,100	313,800	361,900	406,000	458,700
	21	182,400	228,500	270,600	315,800	364,100	407,500	460,900
	22	184,400	230,100	272,200	316,700	366,100	409,400	462,700
	23	186,300	231,700	273,700	317,700	367,700	411,200	464,400
	24	188,200	233,300	275,100	318,700	369,200	413,200	466,100
	25	189,900	234,800	276,400	319,700	371,300	414,700	467,500
	26	191,500	236,200	278,000	320,900	373,700	416,200	468,800
	27	193,300	237,700	279,400	322,000	376,100	417,900	470,000
	28	195,100	238,900	280,800	323,400	378,400	419,600	471,100
	29	196,600	240,500	282,000	324,600	380,400	420,600	472,200
	30	198,500	241,200	283,200	326,000	382,500	422,200	473,200
	31	200,500	242,300	284,600	327,500	384,700	423,700	474,200
	32	202,500	243,400	285,700	329,100	386,800	425,300	475,400
	33	204,300	244,600	286,400	330,600	388,500	426,800	475,700
	34	205,900	245,500	287,800	331,900	390,100	428,100	476,700
	35	207,800	246,300	288,800	333,000	391,700	429,400	477,800
	36	209,500	247,200	289,900	334,500	393,500	430,600	478,900
	37	210,900	247,900	290,800	335,900	395,000	431,800	479,800
	38	212,500	248,600	291,700	337,200	396,400	432,800	480,700
	39	214,000	249,400	292,500	338,600	397,900	433,800	481,600
	40	215,600	250,300	293,300	339,800	399,400	434,800	482,500
	41	217,000	251,200	294,100	340,700	399,900	435,200	483,300
	42	218,500	252,100	294,700	341,800	401,200	435,800	484,000
	43	220,100	252,900	295,300	343,000	402,400	436,500	484,700
	44	221,700	253,800	295,800	344,300	403,800	437,200	485,400
	45	223,100	254,500	296,600	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	224,300	255,400	297,700	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	225,500	256,200	298,600	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	226,800	256,900	299,700	349,900	409,300	439,200	487,700

	49	228,200	257,300	301,100	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	229,400	257,800	302,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	230,300	258,300	302,900	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	231,400	258,600	303,700	354,800	413,300	441,600	489,800
再任用職員以外の職員	53	232,700	258,800	304,500	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	233,900	259,100	305,300	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	235,100	259,400	306,300	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	236,300	260,000	307,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	237,400	260,300	308,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	238,600	260,600	309,000	362,000	415,500	445,300	
	59	239,800	260,900	310,000	363,100	416,100	446,000	
	60	241,000	261,200	310,900	364,400	416,500	446,700	
	61	242,100	261,500	311,500	365,500	416,800	447,100	
	62	243,200	261,800	312,100	366,100	417,400	447,400	
	63	244,100	262,100	312,700	366,600	418,000	447,700	
	64	245,100	262,400	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	245,700	262,700	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	246,500	263,000	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	247,300	263,200	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	248,100	263,500	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	248,800	263,800	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70	249,400			369,600	422,000	449,600	
	71	250,000			370,000	422,600	449,900	
72	250,800			370,300	423,200	450,100		
73	251,600			370,800	423,700	450,300		
74	251,900			371,000	424,300			
75	252,200			371,500	424,800			
76	252,500			371,900	425,400			
77	252,800			372,200	425,900			
78	253,100			372,700	426,500			
79	253,400			373,200	427,200			
80	253,700			373,700	427,800			
81	254,000			374,200	428,100			
82	254,300			374,600	428,700			
83	254,500			375,100	429,400			
84	254,800			375,600	430,000			
85	255,100			376,000	430,400			
86				376,500	430,900			
87				376,900	431,600			
88				377,400	432,300			
89				377,900	432,500			
90				378,400				
91				378,900				
92				379,400				
93				379,700				
94				380,100				
95				380,600				
96				381,000				
97				381,500				
98				381,800				
99				382,300				
100				382,700				
101				383,300				
再任用職員	215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700	

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	
	45	242,900	298,900	360,300	410,600	
	46	244,200	301,300	362,300	411,900	
	47	245,500	303,500	364,200	413,400	
	48	246,600	306,100	366,200	415,000	

	49	247,900	308,300	367,800	416,700
	50	249,300	310,700	369,600	418,100
	51	250,500	313,000	371,500	419,700
	52	251,900	315,200	373,500	421,200
	53	253,000	317,300	375,300	422,900
	54	254,200	319,100	377,100	424,400
	55	255,500	320,700	378,900	426,000
	56	256,500	322,300	380,600	427,600
	57	257,800	324,200	382,100	429,100
	58	258,500	326,300	383,700	430,600
	59	259,600	328,400	385,400	431,800
	60	260,600	330,400	387,100	433,000
	61	261,700	332,500	388,300	434,200
	62	262,600	334,600	389,700	435,500
	63	263,700	336,800	391,100	436,800
	64	264,500	339,000	392,400	438,000
	65	265,800	340,700	393,800	439,200
	66	267,200	342,900	395,000	440,400
	67	268,600	344,900	396,400	441,600
	68	270,200	347,100	397,800	442,800
	69	271,500	348,900	399,100	444,000
	70	272,800	350,800	400,400	445,200
	71	274,100	352,800	401,800	446,400
	72	275,400	354,800	403,100	447,600
	73	276,400	356,400	404,400	448,700
	74	277,600	358,300	405,800	449,300
再任職 員以 外の 職員	75	278,900	360,100	407,200	449,800
	76	279,900	362,000	408,500	450,300
	77	280,800	363,800	409,700	450,800
	78	281,800	365,500	410,900	
	79	282,800	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	

105	310,100	399,200	433,900		
106	311,000	400,100	434,200		
107	311,800	401,000	434,500		
108	312,600	401,900	434,700		
109	313,500	402,700	434,900		
110	313,900	403,600	435,200		
111	314,300	404,400	435,500		
112	314,800	405,200	435,700		
113	315,400	405,800	435,900		
114	315,800	406,500	436,200		
115	316,300	407,200	436,500		
116	316,800	407,900	436,700		
117	317,400	408,500	436,900		
118	317,900	409,000			
119	318,300	409,400			
120	318,800	409,800			
121	319,300	410,200			
122	319,700	410,500			
123	320,200	410,800			
124	320,700	411,000			
125	321,300	411,200			
126	321,600	411,500			
127	321,900	411,800			
128	322,200	412,000			
129	322,400	412,200			
130	322,700	412,500			
131	323,000	412,800			
132	323,300	413,000			
133	323,500	413,200			
134	323,700	413,500			
135	323,900	413,800			
136	324,200	414,000			
137	324,500	414,200			
138	324,700	414,500			
139	325,000	414,800			
140	325,300	415,000			
141	325,500	415,200			
142	325,700	415,500			
143	326,000	415,800			
144	326,200	416,000			
145	326,500	416,200			
146	326,700				
147	327,000				
148	327,300				
149	327,500				
150	327,700				
151	328,000				
152	328,300				
153	328,500				
再任用 職員	234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	
	48	246,400	281,500	362,800	384,400	
	49	247,500	283,800	364,000	385,800	
	50	248,800	285,500	365,500	387,300	
	51	250,200	287,400	367,100	388,800	
	52	251,300	289,200	368,700	390,200	

	53	252,400	290,600	370,100	391,400
	54	253,800	292,700	371,600	392,700
	55	254,800	294,700	373,100	393,800
	56	255,800	296,900	374,600	394,900
	57	257,000	298,900	376,100	396,300
	58	258,000	301,300	377,500	397,500
	59	259,100	303,500	378,900	398,700
	60	260,100	306,100	380,200	400,000
	61	261,300	308,300	381,100	401,200
	62	262,000	310,700	382,300	402,200
	63	262,900	313,000	383,500	403,600
	64	263,500	315,200	384,600	404,900
	65	264,500	317,300	385,500	406,100
	66	265,900	319,100	386,700	407,200
	67	267,000	320,700	387,700	408,400
	68	268,300	322,300	388,800	409,500
	69	269,800	324,200	390,000	410,500
	70	271,300	326,300	391,000	411,700
	71	272,600	328,400	392,100	412,900
	72	274,000	330,400	393,300	414,100
	73	274,800	332,500	394,300	414,700
	74	275,800	334,600	395,400	415,500
	75	277,000	336,800	396,500	416,200
	76	278,000	339,000	397,600	416,700
	77	279,200	340,700	398,500	417,000
	78	280,200	342,600	399,400	417,400
	79	281,400	344,300	400,400	417,800
再任職員以外の職員	80	282,300	346,100	401,400	418,200
	81	283,500	347,900	402,200	418,500
	82	284,300	349,700	403,000	418,900
	83	285,300	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
	96	295,900	369,400	411,300	
	97	296,700	370,400	411,600	
	98	297,500	371,400	411,900	
	99	298,300	372,400	412,200	
	100	299,000	373,400	412,400	
	101	299,900	374,300	412,600	
	102	300,400	375,300	412,900	
	103	300,900	376,300	413,200	
	104	301,400	377,300	413,400	
	105	301,600	378,100	413,600	
	106	302,000	379,000	413,900	
	107	302,300	379,900	414,200	
	108	302,500	380,900	414,400	

109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			
再任用 職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900

	45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
	46	229,700	291,000	364,500	410,600	500,100
	47	231,500	292,100	365,800	412,200	501,700
	48	233,300	293,200	366,900	413,800	503,200
	49	234,900	294,400	368,000	415,100	504,900
	50	236,700	295,600	369,300	416,500	506,300
	51	238,400	296,600	370,600	418,000	507,700
	52	240,000	297,500	371,900	419,400	509,200
	53	241,300	298,600	372,600	420,800	510,300
	54	243,000	299,600	373,600	422,200	511,500
	55	244,600	300,800	374,500	423,600	512,700
	56	246,100	301,700	375,500	425,000	513,900
	57	247,300	302,200	376,300	426,100	514,800
	58	248,500	303,000	377,100	427,400	515,800
	59	249,400	304,000	377,800	428,800	516,800
	60	250,300	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	251,300	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	252,200	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	253,100	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	254,000	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	254,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	255,800	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	256,600	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	257,200	312,900	384,600	436,800	524,400
再任用職員以外の職員	69	258,000	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	259,300	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	260,600	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	261,800	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	263,100	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	264,500	318,600	388,600		
	75	265,700	319,700	389,200		
	76	266,700	320,800	389,900		
	77	267,700	321,900	390,600		
	78	268,800	322,900	391,200		
	79	270,000	323,800	391,800		
	80	270,900	324,700	392,400		
	81	272,100	325,800	393,000		
	82	273,300	326,600	393,600		
	83	274,500	327,300	394,200		
	84	275,500	328,100	394,800		
	85	276,600	328,600	395,300		
	86	277,600	329,100	395,800		
87	278,700	329,600	396,300			
88	279,700	330,100	397,000			
89	280,500	330,400	397,400			
90	281,700	330,900				
91	282,700	331,400				
92	283,900	331,900				
93	284,800	332,200				
94	285,800	332,600				
95	286,800	333,100				
96	287,800	333,600				

97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用 職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500

	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
再任用職員以外の職員	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			
91		483,600			
92		484,000			
93		484,500			
94		485,100			
95		485,700			
96		486,300			
97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
再任用職員以外の職員	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			

93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500

	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
再任	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	
用職	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	
員以	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	
外の	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
職員	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	
	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	
	94	281,900	315,000	348,400	366,400		
	95	282,800	315,700	349,100	366,800		
	96	283,800	316,300	349,700	367,100		

97	284,400	317,000	350,100	367,700
98	285,200	317,300	350,500	368,200
99	285,800	317,900	351,000	368,700
100	286,700	318,600	351,400	369,200
101	287,500	319,000	351,900	369,800
102	288,300	319,600	352,300	370,300
103	289,100	320,200	352,800	370,800
104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		

149	304,500	336,100				
150	304,700	336,500				
151	305,000	336,900				
152	305,300	337,300				
153	305,700	337,600				
154	305,900					
155	306,100					
156	306,400					
157	306,700					
158	307,000					
159	307,300					
160	307,600					
161	308,000					
162	308,300					
163	308,600					
164	308,900					
165	309,300					
166	309,600					
167	309,900					
168	310,200					
169	310,600					
再任用 職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	398,000
	2	456,000
	3	516,000
	4	596,000
	5	693,000
	6	791,000

第5条第2項の給料表

号	給	給料月額
		円
	1	332,000
	2	367,000
	3	394,000

別記第3

号	給	給料月額
		円
	1	376,000
	2	422,000
	3	472,000
	4	533,000
	5	608,000
	6	710,000
	7	830,000

公務運営の課題に関する報告

人口の減少や少子高齢化が進み、働き方も含めた社会の在り方も変容する中、新型コロナウイルス感染症の流行は現在もなお継続しており、本県においても感染症対策や県経済及び県民生活の維持・向上等、取り組むべき課題が山積している。

現下の状況において、求められる行政サービスを提供し続けるためには、組織のパフォーマンスを最大化する必要がある、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進による業務の効率化や利便性の向上等に取り組むとともに、組織の構成員である職員のWell-beingの実現を念頭に、職員一人一人が使命感とやりがい高め、能力を十分に発揮し活躍できる勤務環境を整えることが重要である。

そのためには、長時間勤務の縮減や多様な働き方等に対応した勤務環境の整備に真摯に取り組み、公務職場の魅力を高め、有為な人材の確保と育成の好循環に繋げる努力が必要である。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、以下のとおり報告する。

1 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務実態の適正把握

長時間勤務の是正は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進はもとより、公務能率の向上を図る上で重要な課題である。

本県においては、令和2年4月から人事委員会規則等により職員に時間外勤務等の命令を行うことができる上限時間を設けている。任命権者は時間外勤務等の縮減に取り組み、災害の対応等に従事する部署

についても他部署からの応援や業務の削減等で対処しているが、依然として、多くの職員に上限を超過する時間外勤務等を命じざるを得ない状況が続いている。

任命権者は、管理監督者が職員に対し上限を超えて時間外勤務等を命じた場合は、それが真にやむを得ず避けることができなかつたか検証し、職員の健康と福祉を確保するため、改善に向けた対策を講じなければならない。

教職員についても、全国的に長時間勤務が課題となっており、コロナ禍における業務負担も続いている。本県教育委員会で定める「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」や「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づく客観的な勤務時間の管理や休暇等の取得促進、校務分掌等の点検等、働き方改革の実現に向けた取組を着実に推進する必要がある。

上限を超えた時間外勤務等の検証を行うためには、勤務管理システム等から業務内容や所要時間等を客観的に把握できるよう運用することが有効である。

管理監督者においては、客観的な勤務の記録を検証し、業務配分の点検等負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。さらに、管理監督者の過重労働についても、任命権者は勤務状況を把握するとともに、その職責に配慮し業務体制の点検や健康管理に努めることが重要である。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、デジタル化等の業務の合理化はもとより、関係機関が職員の勤務実態の検証結果等を活用し、協力して取り組むことが重要である。議会におかれても、職員の長時間労働の是正に配慮いただいているところであるが、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。

また、従来から本委員会が言及している宿日直勤務の勤務体制についても、適切な管理に努める必要がある。

それぞれの部署において、業務の再配分や合理化等を進めてもなお

恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合は、業務の質と量に応じた増員を行う必要がある。また、過重労働によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施するべきである。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進するには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や状況に応じた働き方が可能な環境を整備し、各種支援制度が適切に活用されることも重要である。

任命権者は出産や育児のほか、介護、自己啓発等各職員のライフステージに即した支援制度の取得促進に取り組むことが求められる。職員が支援制度を利用しやすい環境づくりを推進するため、業務分担の見直しや代替職員の配置等の検討も重要である。

本県は本年2月に「沖縄県職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正し、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため任命権者が講ずべき措置を定めている。特に、男性職員の育児に関連する休業等の取得を促進することについては、男性のワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、女性の活躍推進のためにも重要である。

また、人事院は、国家公務員のフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化について、令和5年4月から実施させるよう、必要な措置を速やかに講ずることとしている。これについては、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するものであると考えられることから、本県においても、人事院の規則改正等を踏まえた検討が必要である。

時差出勤制度やテレワークを含めた柔軟な勤務環境を整備することについては、災害時における行政機能維持に有効な手段としても期待されるものである。任命権者は、これまでの取組から明らかとなった課題を検証し、柔軟な働き方に対応したICT環境の整備をはじめ、労務管理や人事評価等におけるルールづくりを行うことが重要である。

赴任に際し、転居を必要とする職員については、今後とも職員の住

環境についての的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないように、適切な取組を継続していく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。

人事委員会が受け付けた職員からの苦情相談のうち、パワハラ等ハラスメントに関するものが増加しており、相談件数全体に占める割合も、以前は年間2～3割程度であったものが、令和元年度以降は4～5割となっている状況である。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、職員の尊厳、人格を傷つけるハラスメント行為は懲戒事由に当たることを認識する必要がある。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせない意識啓発を図ることが重要である。また、ハラスメント事案発生時に迅速かつ適切な対応ができる相談体制の整備に努める必要がある。

(4) 心身の健康管理

職員の心身の健康の保持や増進に取り組むことは公務遂行能力の維持向上や活力ある組織づくりの観点からも非常に重要である。

近年、企業においても従業員の健康管理を経営的な視点で実践する健康経営が注目されており、県職員についても、令和4年8月26日に健康経営に取り組むことが宣言された。高齢層職員や女性職員の活躍を推進する上でも、職員の健康保持・増進の重要性は増しており、任命権者は健康経営に積極的に取り組む必要がある。

職員の病気休職や長期の病気休暇に占める精神性疾患の割合は上昇傾向にある。精神性疾患の要因は、仕事や人間関係、家庭等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力

だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制を整え、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び職員に対する研修等を実施し、迅速なメンタルヘルスカケアを行うことが重要である。

また、産業医の面接指導対象となった職員のうち、申し出た職員については確実に面接を受ける必要があるが、月100時間を超える時間外勤務等を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負担の大きい職員については、本人の申出がない場合でも産業医の面接指導を行う等、取組の強化を検討していただきたい。

ストレスチェックについては、受検率の向上に努め、集団分析結果を職場の環境改善に活用することが重要である。

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験申込者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験申込者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想される。

人事院は、国家公務員の人材確保のための施策として、採用試験の実施時期の前倒しや、採用候補者名簿の有効期間延長等を実施するとしており、本県でも国等の動向を参考に、任命権者の意向を確認しながら研究する必要がある。

障害者の採用について、任命権者においては障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、引き続き積極的な採用が求められているところである。採用に際しては、既存の職に充てるだけでなく、障害特性に応じた職務の切出し、短時間勤務、適当な職の新設等も含め

た多様な勤務のあり方の観点から検討する必要がある。

(2) 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修や専門機関での研修等を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合研修は中止や縮小等を余儀なくされている。

このように社会環境が変化する中であっても、インターネット等を利用したオンライン型の研修は、場所や時間に制限されずに受講が可能という利点がある。今後も、効果的な人材育成が行えるよう、従来の集合・対面型の研修と併せて、ICTを活用した新たな方法を積極的に導入する必要がある。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、前期計画期間の目標は未達成であった。令和3年度から後期行動計画が開始されたところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらず一人一人の能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

(3) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価は、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用するものであり、導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果がある。また、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導に繋がっている。

今後とも、評価者の資質と技術の向上を図るとともに、被評価者の制度への理解を深めるため、研修を充実させていくことが重要である。

なお、評価結果の給与への反映については、本則適用に向けて、制度の公平性・納得性を高める取組を行う必要がある。

(4) 定年の引上げ

地方公務員法の改正により本県においても、定年の65歳引上げに関連する条例等の制定、改正等の手続きが進められているところである。

将来にわたり質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、定年の段階的な引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保する必要があり、職員の年齢構成や退職者数の見通し等を踏まえた中長期的な観点に基づく採用計画が必要である。

また、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）により降格した職員や高齢期職員の能力と経験を適切に発揮できる配置のあり方についても、継続的に検討しなければならない。

3 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生しており、飲酒運転、パワハラ、体罰に対する懲戒処分がなされている状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	37

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	40
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	41
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	55

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和4年4月分）	57
第18表 労働経済指標	58

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子	61
公務員人事管理に関する報告の骨子	63

1 職員給与関係

令和4年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和4年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

令和4年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(令和4年職員給与等実態調査)

職務の種類	職員の例	区分 給料表	職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和4年4月	構成比	令和3年4月	増減率	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和3年4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,254	100.0	20,345	△ 0.4	42.4	42.2	19.7	19.6	1.0	1.1
行政職	行政職員	行政職	4,611	22.8	4,621	△ 0.2	41.0	40.8	18.1	17.9	0.9	1.0
計			12,044	59.5	12,115	△ 0.6	42.1	41.9	19.5	19.3	1.0	1.2
行政職	行政職員	行政職	4,255	21.0	4,266	△ 0.3	41.0	40.8	18.2	18.0	0.9	1.1
公安職	警察官	公安職	2,862	14.1	2,869	△ 0.2	38.8	38.6	17.5	17.4	1.3	1.7
海事職	船員	海事職	39	0.2	41	△ 4.9	41.6	41.0	20.8	20.0	1.2	1.5
県 関 係 の 職	大学の教授、講師等	教育職(1)	-	-	44	-	-	48.5	-	24.9	-	0.7
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,362	21.5	4,394	△ 0.7	45.5	45.1	22.4	22.0	1.1	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	42	0.2	39	7.7	44.1	43.0	21.3	20.2	1.4	1.5
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	200	1.0	207	△ 3.4	40.9	40.8	17.2	17.1	1.0	1.1
の 医 療 職	医師及び歯科医師	医療職(1)	21	0.1	20	5.0	45.1	46.2	19.8	20.8	0.7	1.0
	獣医師	医療職(2)	111	0.5	108	2.8	43.7	43.3	19.1	18.7	0.8	0.8
	保健師	医療職(3)	85	0.4	86	△ 1.2	36.3	37.1	13.4	14.4	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	2	0.0	3	△ 33.3	*	68.0	*	43.0	*	0.0
一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	行政職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
任期付の職	行政職員	行政職	10	0.0	11	△ 9.1	42.0	40.6	18.1	15.0	0.4	0.6
	看護師	医療職(3)	55	0.3	27	103.7	43.9	43.2	18.1	16.9	0.4	0.6
市町村立学校関係の職	計		8,210	40.5	8,230	△ 0.2	42.8	42.7	20.1	20.0	0.8	1.0
行政職	行政職員	行政職	356	1.8	355	0.3	40.2	40.0	17.3	17.1	0.6	0.7
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,785	38.4	7,807	△ 0.3	43.0	42.9	20.3	20.2	0.9	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	69	0.3	68	1.5	34.8	33.8	12.8	11.8	0.6	0.6

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 一定期間の業務に従事する職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第3条第1項の規定により採用された職員の職である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和4年職員給与等実態調査)

年齢階層	給料表 全職員	県関係職員					市町村立学校関係職員														
		行政職		行政職	公安職		海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職(任期付の職)	医療職(3)(任職付の職)	行政職	教育職(3)	医療職(2)	
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	20,254	4,611	12,044	4,255	2,862	39	—	4,362	42	200	21	111	85	2	10	55	8,210	356	7,785	69	
20歳未満	38	4	38	4	34	—	—	—	—	—	—	—	—	*	—	—	—	—	—	—	—
20歳以上 24歳未満	520	163	361	157	188	—	—	11	—	3	—	—	1	*	1	—	159	6	151	2	
24歳以上 28歳未満	1,275	365	736	346	285	4	—	63	—	15	1	4	14	*	1	3	539	19	515	5	
28歳以上 32歳未満	1,646	457	937	412	320	4	—	136	3	21	5	10	19	*	1	6	709	45	647	17	
32歳以上 36歳未満	1,939	565	1,124	482	305	5	—	262	3	34	1	9	22	*	1	—	815	83	713	19	
36歳以上 40歳未満	2,206	441	1,348	403	343	2	—	547	5	20	2	10	6	*	1	9	858	38	808	12	
40歳以上 44歳未満	2,381	441	1,448	421	348	7	—	620	4	18	—	15	2	*	—	13	933	20	906	7	
44歳以上 48歳未満	3,044	743	1,955	699	356	4	—	830	12	20	1	22	4	*	1	6	1,089	44	1,042	3	
48歳以上 52歳未満	3,078	718	1,931	671	320	6	—	859	10	37	1	18	3	*	—	6	1,147	47	1,099	1	
52歳以上 56歳未満	2,335	447	1,272	412	181	4	—	610	5	27	2	17	9	*	2	3	1,063	35	1,027	1	
56歳以上 60歳未満	1,781	267	883	248	182	3	—	424	—	5	6	6	5	*	1	3	898	19	877	2	
60歳以上	11	—	11	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	*	1	6	—	—	—	—	

(注)1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係で必ずしも計とは一致しない。

3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。

4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

5 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和4年職員給与等実態調査)

区分 給料表		計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全職員		% 100.0	% 81.3	% 9.7	% 8.9	% 0.1	% 54.7	% 45.3
	行政職	100.0	78.3	12.1	9.6	-	62.0	38.0
県 関 係 職 員	計	100.0	79.6	5.4	14.8	0.2	65.5	34.5
	行政職	100.0	80.0	10.1	9.9	-	64.6	35.4
	公安職	100.0	52.7	0.7	46.0	0.6	91.1	8.9
	海事職	100.0	12.8	35.9	51.3	-	100.0	-
	教育職(1)	-	-	-	-	-	-	-
	教育職(2)	100.0	96.6	3.0	0.4	-	51.1	48.9
	教育職(3)	100.0	95.2	4.8	-	-	59.5	40.5
	研究職	100.0	96.0	1.5	2.0	0.5	75.5	24.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.2	23.8
	医療職(2)	100.0	91.9	6.3	1.8	-	33.3	66.7
	医療職(3)	100.0	98.8	1.2	-	-	18.8	81.2
		条例第7条第1項の給料表行政職(任期付の職)	100.0	*	*	*	*	*
	医療職(3)(任期付の職)	100.0	20.0	80.0	-	-	20.0	80.0
市 町 村 立 学 校 職 員	計	100.0	83.7	16.1	0.2	-	38.7	61.3
	行政職	100.0	58.4	36.5	5.1	-	30.3	69.7
	教育職(3)	100.0	84.9	15.1	-	-	39.4	60.6
	医療職(2)	100.0	79.7	20.3	-	-	4.3	95.7

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 構成比は上記(注)1の「*」、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 3 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 4 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 5 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第4表 職員の平均給与月額

(令和4年職員給与等実態調査)

区分 給与種目		職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和4年4月	令和3年4月	増減率	令和4年4月	令和3年4月	増減率
全 職 員	計	円 385,169	円 384,577	% 0.2	円 346,683	円 346,499	% 0.1
	給料	351,061	350,513	0.2	314,519	314,129	0.1
	扶養手当	11,864	11,876	△ 0.1	10,609	10,711	△ 1.0
	その他	22,244	22,188	0.3	21,555	21,659	△ 0.5
県 関 係 職 員	計	378,663	378,001	0.2	348,098	348,060	0.0
	給料	345,681	344,965	0.2	315,822	315,452	0.1
	扶養手当	13,010	12,973	0.3	10,881	11,017	△ 1.2
	その他	19,972	20,063	△ 0.5	21,395	21,591	△ 0.9
市 長 村 立 学 校 職 員	計	394,714	394,259	0.1	329,752	327,735	0.6
	給料	358,953	358,680	0.1	298,937	298,232	0.2
	扶養手当	10,182	10,260	△ 0.8	7,360	7,030	4.7
	その他	25,579	25,319	1.0	23,455	22,473	4.4

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

給料表	全職員		県関係職員											市町村立学校関係職員						
	行政職		行政職	公安職	海 事 職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研 究 職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職 (任期付の職)	医療職(3) (任期付の職)	行 政 職	教育職(3)	医療職(2)		
① 1人当たり 給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	341,651	313,978	338,640	315,236	324,509	327,877	-	371,458	365,955	348,805	450,924	331,024	290,529	*	257,060	281,698	346,067	298,937	348,899	269,712
② 1人当たり 給料の 調整額	1,668	541	1,946	586	907	0	-	3,176	0	2,895	10,081	23,874	11,756	*	5,520	0	1,260	0	1,329	0
③ 1人当たり 教職調整額	7,742	0	5,095	0	0	0	-	13,943	13,019	0	0	0	0	*	0	0	11,626	0	12,261	0
④ 1人当たり 扶養手当 月額	11,864	10,609	13,010	10,881	16,799	14,872	-	12,941	17,024	12,370	10,667	9,401	5,341	*	6,300	5,627	10,182	7,360	10,347	6,080
⑤ 1人当たり その他 手当月額	22,244	21,555	19,972	21,395	16,723	17,838	-	18,159	13,360	22,087	467,965	36,144	24,063	*	11,050	13,917	25,579	23,455	25,728	19,782
⑥ 合 計	385,169	346,683	378,663	348,098	358,938	360,587	-	419,677	409,358	386,157	939,637	400,443	331,689	*	279,930	301,242	394,714	329,752	398,564	295,574

- (注) 1 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。
 2 1人当たりその他手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。
 3 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 4 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。
 5 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 6 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。
 7 芸術大学及び看護大学がそれぞれ令和3年4月及び令和4年4月に公立大学法人へ移行したことに伴い、教育職給料表(1)は令和4年度から廃止。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和4年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
合計		人 9,926	人 3,235	人 9,039	人 505
1人		2,755	590	1,945	220
2人		3,313	745	3,239	117
3人		2,474	970	2,471	72
4人		1,088	698	1,088	59
5人		229	175	229	27
6人		53	44	53	8
7人		11	10	11	2
8人		2	2	2	0
9人		1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分		計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者		人 7,083	人 4,393	人 2,690
手当月額11,000円未満の受給者		8	5	3
手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者		3,987	2,406	1,581
手当月額28,000円の受給者		3,088	1,982	1,106
手当受給者1人当たり平均手当月額		円 25,726	円 25,762	円 25,666
職員の借家の借間・借住	受給者	人 79	人 60	人 19
	手当受給者1人当たり平均手当月額	円 13,266	円 13,517	円 12,474

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	人 115	人 18	人 31	人 208	人 20	人 2	人 1	人 0	人 36	人 431	円 50,079

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和4年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受 給 者	人 14,745	% 72.8	人 9,515	% 79.0	人 5,230	% 63.7
交通機関等利用者	1,674	8.3	1,625	13.5	49	0.6
交通用具使用者	12,934	63.9	7,771	64.5	5,163	62.9
交通機関等と 交通用具の併用者	137	0.7	119	1.0	18	0.2
非 受 給 者	5,509	27.2	2,529	21.0	2,980	36.3
計	20,254	100.0	12,044	100.0	8,210	100.0
手当受給者1人当たり 平均手当月額	円 8,267		円 9,463		円 6,092	
職員1人当たり 平均手当月額	6,019		7,476		3,881	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(令和4年職員給与等実態調査)

給与種目 年	平 均 給 与 月 額				指 数	対 前 年 増 加 率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	100.0	-	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	105.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	105.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	104.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	105.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	105.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	105.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	106.1	0.3	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	106.3	0.2	42.2	19.6
令和4年	351,061	11,864	22,244	385,169	106.4	0.2	42.4	19.7

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成25年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和4年職員給与実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									1
3		1							1
4		1							1
5	1	18	1						
6		10							
7	1	14							
8		7							2
9	5	10	1						1
10		17							2
11		12							3
12		9							
13	13	11							1
14		19							2
15	2	19							
16		13						1	3
17	4	18	3					1	
18	2	25	2					4	1
19	1	19						5	1
20	1	25						8	
21	3	33	1					2	
22	3	31						3	
23	4	20	3					10	
24	1	20	1	1		1		1	
25	85	33	3	1				5	
26	12	26	3	4				1	
27	6	21	2	1				1	
28	3	28	12	4					
29	67	14	10	5				1	
30	16	18	12	4			1	2	
31	16	23	14	11			16	1	
32	5	12	9	6			6	1	
33	45	25	19	7			3		
34	38	18	8	9			5	1	
35	18	18	17	7	1		6		
36	6	19	15	8			1		
37	27	23	22	5	1				
38	12	26	18	13	2			1	
39	13	19	18	13	1			1	
40	3	21	18	10	3		1		
41	19	28	18	13	3		2		
42	15	17	11	10	2		2		
43	10	21	19	23	2				
44	4	13	12	19	2	1			
45	11	17	13	30	5			1	
46	10	14	14	16	4				
47	7	18	10	38	9	1			
48	4	13	9	25	11		1		
49	9	10	13	38	13	1			
50	5	9	18	30	11	5	1		
51	6	11	13	27	14	9			
52	1	7	12	21	10	11			
53	8	7	7	20	22	30			
54	3	5	9	19	19	19			
55	5	10	11	24	9	7			
56		6	4	24	20	19	2		
57	5	7	5	32	27	18			
58	5	4	9	34	19	6			
59	3	9	7	39	26	23			
60		5	5	24	20	16			
61	3	4	4	24	21	8	2		
62	2	3	2	10	24	12			
63	2	2	2	15	19	11			
64		4	3	20	24	4			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	1			23	20	9			
66		2	1	15	21	7			
67		1		13	14	4			
68	1	2	1	18	30	6			
69	1	1		13	25	3			
70			2	12	16	3			
71			1	22	20	3			
72		2	1	13	21	1			
73				8	16	1			
74	2	2		14	16	2			
75		1		16	17	2			
76		1		12	10	1			
77			1	13	8				
78				11	13				
79				11	23				
80				4	9				
81				12	11				
82				11	14				
83				2	10	1			
84				5	6				
85			1	10	13	10			
86		1		10	13				
87				8	13				
88		1		4	17				
89				4	2				
90				5	8				
91				3	2				
92				6	11				
93				122	69				
94									
95			1						
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107			1						
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		2							
計	555	956	452	1,104	812	255	50	51	20

(注)1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がいない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

総計 4,255

その2 公安職給料表（警察官に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	14								
4									
5									
6									
7	29								
8									
9									
10									
11	39								
12	1								
13	11								
14									
15	21								
16									
17	18								
18	1								
19	5	1							
20	1	1							
21	45	5							
22	5	2		1					
23	7	21		1					
24		5							
25	44	8		1					
26	7	6		1					
27	4	21			1				
28	2	14							
29	32	15			1				
30	6	11							7
31	7	24		2					2
32	1	12		2					2
33	29	9		1	1				
34	8	12		2	1				
35	1	16		1					
36		12		2	1				
37	3	23		4	2				
38	1	11	6	3					1
39	2	19	4	4			1		
40	1	15	4	4	1				
41	9	22	2	5					
42	1	16	5	2	1				
43	3	29	4	2	1			1	
44		11	7	4	2			10	
45	4	24	9	3			1	5	
46	1	18	11	5					
47		25	11	4	1			1	
48		11	11	10	2			3	
49		19	18	8				1	
50		14	11	11	2	2	1	1	
51		5	11	8	6	4		1	
52		9	5	4	3	2			
53		10	16	5	5	5			
54		8	19	6	5	2	3	2	
55		11	11	6	1	1	5	1	
56		4	8	4	4		8	2	
57		4	11	5	2	5	1		
58		3	15	9	1	5	4		
59			18	4	1	2	4		
60			15	3	1	3	2		
61			23	9	5	3		2	
62		1	21	5	13	3			
63			11	4	10	4	2		
64			15	9	5	4	3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1	20	4	4	2	2		
66			15	19	14	6	1		
67			10	13	17	3	1		
68		2	14	21	8	1	3		
69		2	10	17	4	7	1		
70		1	20	23	6	2	4		
71		1	13	20	8	2	3		
72			10	15	9	1	1		
73		2	16	24	10	1	2		
74			19	19	12	4			
75			13	17	3	4	1		
76	1		6	21	6	4	1		
77			7	19	9	2			
78			15	17	11	4	1		
79			14	14	8	7	1		
80			10	15	4	5			
81			11	19	4	4			
82			4	15	5	4	1		
83		1	3	11	9	7			
84			3	19	11	4	2		
85			3	18	9	5	2		
86			3	12	6	4			
87			3	15	8	5			
88			7	11	5	1			
89			3	10	5	2			
90				11	3	5			
91			2	12	10	2			
92			2	5	8	2			
93			4	8	75	23			
94				4					
95			1	9					
96				2					
97				7					
98			3	4					
99			1	7					
100			1	5					
101			4	7					
102			2	5					
103				4					
104			1	3					
105				6					
106			2	8					
107				4					
108			1	3					
109				4					
110			1	4					
111			1	2					
112			1	2					
113			2	6					
114			2	6					
115				6					
116			2	2					
117				2					
118			1	4					
119				1					
120			1	4					
121				3					
122				3					
123				1					
124				1					
125			2	10					
126			1						
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	364	517	592	747	370	168	62	30	12
								総計	2,862

その3 海事職給料表（船舶に乗り込む職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15			1				
16							
17							
18			1				
19							
20				1			
21							
22							1
23							
24		1	1				
25			2				
26							
27							
28			2				
29							
30		1					1
31			3	2			
32							
33				1			
34				1			
35							
36							
37							
38							
39		1			1		
40						1	
41		1					
42							
43							
44							
45	1	1					
46							
47							
48							
49		1					
50							
51							
52						1	
53							
54							
55							
56							
57				1	1		
58							
59							
60							
61							
62							
63							
64							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68				1			
69		1		1			
70							
71						1	
72							
73							
74							
75							
76				1			
77							
78					1		
79							
80							
81							
82							
83				1			
84							
85							
86				1			
87							
88							
89				1			
90							
91							
92				1			
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	1	7	10	13	3	3	2
						総計	39

その4 教育職給料表(2)

〔高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、
教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		6			
2					
3					
4		1			
5		3			
6					
7					
8		1			
9		8			
10		2			
11					
12		1			
13		10			
14		1			
15					1
16		1			
17		11			1
18		1			
19		1			3
20		3			1
21		19			3
22	1	6			1
23	2				2
24		2			1
25		17			4
26		9			1
27		2			9
28		3			10
29		21			7
30		6			2
31		6			8
32	1	2			2
33	1	29			6
34		4			7
35	1	3			4
36		2			
37	2	28			3
38		7			
39	2	1			
40		5			
41	4	31		3	
42	1	17		1	
43	2	9		1	
44	1	10			
45	4	42			
46	2	19		1	
47	1	9			
48		13		1	
49	6	47			
50		27	1		
51	2	13		2	
52		14			
53	10	44		1	
54	3	23		2	
55	1	19	1	1	
56	1	8		4	
57	5	53		1	
58		26		5	
59	1	23		4	
60	1	26		5	
61	5	40	1	6	
62	1	27		2	
63	2	33		5	
64	3	21		7	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	7	48		4	
66	1	41		4	
67	1	22		3	
68	1	23	1	5	
69	8	41		8	
70	7	41		4	
71	2	26		4	
72	4	24		6	
73	5	37		4	
74	3	29		9	
75	4	34		7	
76	3	23		4	
77	13	34		30	
78	1	34			
79	4	34			
80	2	35	1		
81	3	33			
82	2	23			
83	2	25			
84	3	29	1		
85	5	39			
86	5	31			
87	3	24			
88	2	35			
89	6	42			
90	6	34			
91	10	41			
92	6	24			
93	10	36			
94	9	32			
95	5	39			
96	7	42	2		
97	7	43			
98	4	48			
99	2	55			
100	2	31			
101	4	35			
102	7	46			
103	3	52	1		
104	4	36	1		
105	2	53	1		
106	2	55	1		
107	1	55			
108	1	45			
109	3	35			
110		43			
111	1	64			
112		46			
113		51	1		
114	1	35			
115		47			
116	1	46			
117	1	42			
118		30			
119	1	41			
120		40			
121	2	28			
122		27			
123	1	44			
124		58			
125	1	32			
126	1	37			
127	3	50			
128		41			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	1	35			
130	2	45			
131		56			
132		47			
133	1	54			
134	2	47			
135		46			
136	1	41			
137	1	41			
138		31			
139	3	28			
140		28			
141	2	18			
142		15			
143		10			
144		8			
145		19			
146	1				
147					
148	4				
149	2				
150					
151	3				
152	1				
153	3				
計	298	3831	13	144	76
				総計	4,362

その5 教育職給料表(3) (県関係職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51		1			
52					
53		1			
54		1			
55					
56		1			
57					
58					
59					
60					
61					
62		1			
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
65	人	人	人	人	人
66		1			
67					
68					
69					
70		1			
71				1	
72					
73		2			
74		1			
75				1	
76					
77					
78					
79					
80		1			
81					
82				1	
83		1			
84					
85		1			
86					
87					
88		2			
89					
90					
91					
92		1		1	
93					
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100					
101					
102		1			
103					
104					
105		1			
106		1			
107		1			
108					
109		1			
110		1			
111		1			
112		1			
113					
114					
115					
116		2			
117		1			
118					
119		1			
120					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121					
122		1			
123					
124					
125		1			
126					
127					
128		1			
129					
130					
131					
132					
133		1			
134					
135					
136		1			
137					
138					
139					
140					
141		1			
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149		2			
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	38	0	4	0
				総計	42

その6 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4					
5		4	1		
6					
7					
8					
9		3			
10		1			
11			1		
12					
13		3			
14			1		
15		1			
16					
17		5			
18			1		
19		1			
20					
21		2	1		
22		2			
23		1	1		
24			3		
25		2			
26		1	3		
27		2	1		
28		1	2		
29		2			
30		1			
31					2
32		2			1
33		2	1		
34		2	4		
35					1
36			2		1
37			2		1
38		4	2	1	
39		4			1
40		2	1		1
41	1	1	1		
42		2			
43		1		1	1
44			2		1
45		2			1
46		3	1	1	
47		1	1		
48		1			
49		2		1	
50		2			
51		2		4	
52		1			
53				1	
54		1		2	
55			1	2	
56			2	2	
57				2	
58			1	1	
59			2	2	
60			2	1	
61		1	1	2	
62				1	
63			2	1	
64				1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			2	1	
66			1		
67			1		
68			1	1	
69			1		
70			1	1	
71				1	
72			1	2	
73			2	9	
74			1		
75			3		
76			1		
77			1		
78			1		
79			1		
80					
81			1		
82			1		
83					
84			2		
85					
86			1		
87			3		
88			1		
89			7		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	1	70	77	41	11
				総計	200

その7 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1			
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30		1		1
31				
32				
33	1			
34				
35				
36		1		
37				1
38				1
39				
40				
41				
42				1
43				
44				1
45				
46				
47				
48				
49				1
50				
51				
52			1	1
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	2	2	10
			総計	21

その8 医療職給料表(2) (県関係職員) [保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師]
 その他の職員に適用

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9		1					
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		1					
18							
19		1	2				
20							
21		1					
22							
23							
24			2				
25							
26			1				
27		1					
28		1					2
29		2	1				
30							
31		2					1
32			1				
33							
34			1				1
35			3				
36				1			
37					1		2
38			1		2		1
39		2	3				
40							
41			1				
42					1		
43							
44					1		
45			4				
46							
47		1					
48						2	
49				1	2		
50				1			
51		1		1	1		
52			1	1	1		
53				2			
54							
55			1				
56				2	4	2	
57					1		
58				1	2		
59						1	
60							
61					2		
62							
63					1		
64			1		2	1	

号給	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65				1			
66			1				
67					1		
68					1		
69			1		1		
70		1					
71				1			
72			1		1		
73					1		
74				1			
75		1			2		
76							
77			1				
78							
79					1		
80					2		
81							
82				1			
83							
84					1		
85							
86							
87		1					
88							
89							
90							
91			1				
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	17	28	15	32	12	7
						総計	111

その9 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11			2			
12			1			
13						
14		1	1			
15						
16			2			
17						
18		1	2			
19		1	1			
20		1	1			
21						
22		1				
23		4				
24		1	1			
25						
26		2				
27		2	1			
28						
29						
30		3	2			
31		5	1			
32			1			
33			1			
34		2	1			
35		1	1			
36						
37			1			
38			3			
39				2		
40			1			
41			1			
42						1
43			3			
44			2			1
45						
46						
47		2				
48			2			
49			1	1		
50						
51		1				
52				1		
53						
54						
55					1	
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67				1		
68						
69						
70						
71					1	
72					1	
73					1	
74						
75					3	
76					1	
77					2	
78					1	
79				1		
80						
81						
82						
83					2	
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93					2	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	28	33	7	15	2
					総計	85

その10 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19	1								
20									
21									
22									
23	4	1							
24		3							
25									
26									
27	4	1							
28	1	1							
29	1	5							
30	1	1							
31	1	3							
32	1	5							
33		3							
34		1							
35	4	3							
36		5							
37	1	5							
38	2	8							
39	5	4							
40	1	4							
41	2	9							
42	4	7							
43	7	6		1					
44	4	3							
45	2	5	1						
46	4	5	1						
47	2	3	1	1					
48	1	4	1	1					
49		3	2	2					
50	1	3	2	4					
51	2	3		1					
52	1	2	2	1					
53		1	2	1					
54	1	3	1	5					
55			2	1					
56	2	2		1					
57	1	5	3	2					
58		1	2	2					
59	1	2	1						
60		2	1	2					
61	1	1		1					
62		1							
63			2	3					
64		1		4	1				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1							
66		1		2					
67		1							
68			1	3	1				
69				1	1				
70				3					
71				6					
72					3				
73				2					
74				3	3				
75					2				
76		1		1	2				
77				1	3				
78				4	4				
79				3	1				
80				2	2				
81				1	2				
82				1	5				
83				1	5				
84				2	4				
85					1				
86				3	1				
87				1	1				
88					1				
89				2	3				
90				3	2				
91					1				
92					2				
93				4	6				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	63	129	25	82	57	0	0	0	0
								総計	356

その11 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) [中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用]

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3		1			
4					
5					
6		1			
7					
8					
9					1
10					
11					
12					1
13		68			1
14					
15		3			1
16		10			
17		98			1
18		1			3
19		1			2
20		8			13
21		106			29
22		4			24
23		7			38
24		9			17
25		101			35
26		10			53
27		8			24
28		26			22
29		91			22
30		21			14
31		10			13
32	1	28			13
33		111			6
34		22			9
35		14			6
36		29			4
37		96			11
38		32			
39		18			
40		29			
41		102		1	
42		32			
43		26			
44		24			
45		93			
46		30		1	
47		30		1	
48		37		1	
49		93			
50		37		2	
51		43		1	
52		38			
53		104		2	
54		42	1		
55		48		3	
56		29		2	
57		102		6	
58		39	2	7	
59		56		3	
60		33		2	
61		87	1	6	
62		56		3	
63		46	1	9	
64		36		2	

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		83		5	
66		48		6	
67		47	1	9	
68		43		6	
69		103		11	
70		58		9	
71		50		9	
72		49		13	
73		80	2	12	
74		65		9	
75		58	1	17	
76		46		8	
77		77	1	23	
78		60		19	
79		54	2	10	
80		41	1	16	
81		56		12	
82		50	2	15	
83		47		24	
84		42		10	
85		61	1	16	
86		48	1	15	
87		51		5	
88		52	2	7	
89		52		13	
90		45		3	
91		41	1	8	
92		41		9	
93		46	1	32	
94		38	2		
95		44	1		
96		43			
97		53			
98		55			
99		45	2		
100		30			
101		46			
102		44			
103		47			
104		38			
105		42			
106		39			
107		33			
108		56			
109		50			
110		60			
111		38			
112		37			
113		47			
114		55	1		
115		65			
116		52	1		
117		50			
118		60			
119		56			
120		49			

職務の級 号給	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
121		46			
122		41			
123		56			
124		42			
125		40			
126		47			
127		43			
128		43			
129		39			
130		43			
131		49			
132		37			
133		43			
134		48			
135		50			
136		59			
137		55			
138		51			
139		61			
140		65			
141		77			
142		74			
143		83			
144		74			
145		75			
146		78			
147		69			
148		66			
149		61			
150		56			
151		59			
152		34			
153		28			
154		26			
155		19			
156		13			
157		48			
計	1	6990	28	403	363
				総計	7,785

その12 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人	人	人	人	人	人	人
2		1					
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12		1	1				
13		1					
14							
15							
16		2					
17		1					
18							
19			1				
20			1				
21		1	1				
22							
23		2					
24							
25		2	3				
26							
27							
28			1				
29		1	1				
30		1	2				
31							
32			1				
33		1					
34		1					
35		2	1				
36		1	1				
37			1				
38							
39		1	2				
40			1				
41			2				
42							
43		1	1				
44			1				
45			1				
46			2				
47			3				
48			1				
49							
50							
51			1				
52							
53			1				
54			2				
55			1				
56			1				
57			2				
58							
59			1				
60							
61							
62			1				
63					1		
64			1		1		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65			2				
66					1		
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81			1				
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88			1				
89							
90							
91							
92							
93			1				
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	21	45	0	3	0	0
						総計	69

その13 特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用

号 給	人 員
1	人
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総 計	2

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その14 任期付職員

任期を定めて採用された職員に適用

行政職給料表適用

職務の級	人 員
1	6
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	10

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

任期を定めて採用された職員に適用

医療職給料表(3)適用

職務の級	人 員
1	人
2	46
3	9
4	
5	
6	
総 計	55

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(令和4年職員給与等実態調査)

給料表 \ 職務の級	計	職務の級										
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
行政職	92				90	1		1				
海事職	6		1		2		3					
教育職(2)	75	10	65									
教育職(3)	139		139									
研究職	6				6							
医療職(2)	5					5						
医療職(3)	2					2						
給料表計	325											

(注) 該当職員がいない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

給料表 \ 職務の級	計	職務の級										
		1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
行政職	69				66	3						
公安職	46				7	23	10		6			
教育職(3)	97		97									
医療職(2)	5					5						
医療職(3)	15					15						
給料表計	232											

(注) 該当職員がいない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

2 民間給与関係

令和4年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和4年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された372事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、昨年を引き続き、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種。うち初任給関係職種12職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は3,532人（うち初任給関係336人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,354人（うち初任給関係327人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は16,880人で、うち行政職に相当するものは16,099人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から134事業所を無作為抽出法によって抽出した。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和4年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	産業計	111事業所	30事業所	53事業所	28事業所
農業，林業，漁業	-	-	-	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業， 建設業	8	1	6	1	
製造業	10	1	4	5	
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	41	10	18	13	
卸売業，小売業	9	3	5	1	
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	10	2	5	3	
教育，学習支援業、医療、 福祉、サービス業	33	13	15	5	

- (注)1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が23所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種		学歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務・ 技術関係	新卒事務員	大学卒	178,831	179,352	179,118	174,881
		短大卒	166,259	*	171,018	138,460
		高校卒	145,434	143,699	169,751	136,940
	新卒技術者	大学卒	183,799	0	183,799	0
		短大卒	170,308	0	170,308	0
		高校卒	156,256	0	156,256	0
	新卒事務員・技術者計	大学卒	179,170	179,352	180,390	174,881
		短大卒	166,634	*	170,941	138,460
		高校卒	146,568	143,699	162,103	136,940

- (注)1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

(令和4年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	うち 時 間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
事務	支店長	7	53.0	587,047	31	587,016	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大学卒	4	54.3	612,004	0	612,004		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	技術	事務部長	113	53.4	579,492	407	579,085	
大学卒	64	53.5	611,310	0	611,310			
短大卒	29	51.1	475,131	228	474,903			
高校卒	20	54.9	552,556	1,964	550,592			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術部	技術部長	29	55.1	534,531	11	534,520		
大学卒	17	54.9	522,775	18	522,757			
短大卒	5	56.6	530,815	0	530,815			
高校卒	7	54.6	568,467	0	568,467			
中学卒	-	-	-	-	-			
関係職種	事務部次長	68	51.1	489,436	717	488,719	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大学卒	38	50.8	527,439	325	527,114		
	短大卒	15	52.0	405,494	450	405,044		
	高校卒	15	51.4	415,897	2,616	413,281		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	7	53.3	489,156	0	489,156		
	大学卒	3	50.7	482,524	0	482,524		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	55.6	494,755	0	494,755		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職		
	220	49.0	513,945	2,130	511,815			
	118	48.6	530,088	990	529,098			
	43	49.4	405,186	5,897	399,289			
	57	51.2	507,624	5,989	501,635			
	*	*	*	*	*			
	49	50.0	485,198	5,034	480,164			
	29	48.7	491,521	8,026	483,495			
	9	52.4	529,664	0	529,664			
	11	51.9	443,362	0	443,362			
事務課長代理	132	50.9	474,367	33,107	441,260	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)		
74	49.5	482,159	40,237	441,922				
16	49.1	415,465	30,434	385,031				
39	54.0	470,930	20,935	449,995				
3	53.2	496,359	1,342	495,017				
10	51.2	453,923	44,678	409,245				
6	53.7	457,843	31,802	426,041				
*	*	*	*	*				
3	45.8	448,423	77,368	371,055				
-	-	-	-	-				
事務係長	283	46.1	365,161	37,973	327,188	係の長及び係長 級専門職		
	133	43.5	373,382	37,705	335,677			
	90	48.0	349,479	37,041	312,438			
	59	48.7	373,834	39,655	334,179			
	*	*	*	*	*			
技術係長	73	47.6	411,520	74,603	336,917			
	35	46.0	387,864	57,678	330,186			
	7	53.1	471,617	119,728	351,889			
	29	48.3	432,660	87,789	344,871			
	*	*	*	*	*			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	306	42.4	346,326	34,181	312,145		
	大 学 卒	126	40.8	375,006	39,290	335,716	
	短 大 卒	93	42.5	305,307	30,370	274,937	
	高 校 卒	86	46.2	320,096	26,193	293,903	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技 術 主 任	100	43.2	356,600	42,919	313,681	
	大 学 卒	59	43.8	369,292	41,008	328,284	
	短 大 卒	18	41.3	322,210	42,480	279,730	
	高 校 卒	23	42.9	351,782	48,232	303,550	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 係 員	1,051	33.8	258,476	29,271	229,205	
	大 学 卒	511	32.4	277,594	32,024	245,570	
	短 大 卒	238	36.2	232,842	25,962	206,880	
	高 校 卒	298	35.5	231,864	25,188	206,676	
中 学 卒	4	40.6	237,100	21,843	215,257		
技 術 係 員	371	33.0	311,839	52,287	259,552		
大 学 卒	228	33.0	321,819	51,917	269,902		
短 大 卒	45	33.6	277,936	38,222	239,714		
高 校 卒	98	32.7	299,984	60,211	239,773		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注)「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	55.9	637,698	39	637,659	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	3	57.6	665,606	0	665,606	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 ・ 技 術 部 次 長	事 務 部 長	30	54.7	627,491	513	626,978	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	18	54.5	639,211	0	639,211	
	短 大 卒	6	53.0	527,295	1,118	526,177	
	高 校 卒	6	55.9	611,813	2,213	609,600	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	7	55.2	658,136	62	658,074	
	大 学 卒	3	57.3	672,511	140	672,371	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	21	51.4	568,987	0	568,987	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)
	大 学 卒	18	51.4	580,577	0	580,577	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	-	-	-	-	-	
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職種名	調査実 人 員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務	事務課長	75	49.8	556,629	1,096	555,533	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7級、8級
	大学卒	38	49.4	556,005	813	555,192		
	短大卒	9	51.4	500,568	1,179	499,389		
	高校卒	27	52.5	579,435	3,691	575,744		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術課長	24	52.5	554,766	3,649	551,117		
	大学卒	16	52.3	559,976	5,206	554,770		
	短大卒	8	53.0	542,559	0	542,559		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務課長代理	59	52.6	493,838	31,353	462,485	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長級)	行政職 5級、6級
	大学卒	22	51.5	502,504	39,557	462,947		
	短大卒	6	46.9	466,670	40,689	425,981		
	高校卒	28	54.8	482,901	19,617	463,284		
	中学卒	3	53.2	496,359	1,342	495,017		
	技術課長代理	8	54.5	487,820	34,143	453,677		
	大学卒	5	52.6	488,429	41,478	446,951		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	事務係長	49	46.7	434,031	17,913	416,118	係の長及び係長 級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	23	45.7	433,106	18,634	414,472		
	短大卒	11	46.9	413,027	23,073	389,954		
	高校卒	15	48.1	451,447	12,884	438,563		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	9	46.0	463,578	81,032	382,546		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	5	45.0	457,790	82,342	375,448		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 * 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	105	42.1	397,739	33,004	364,735			
	大学卒	49	41.0	417,383	40,183	377,200		
	短大卒	27	44.0	346,781	21,087	325,694		
	高校卒	28	45.5	350,957	11,661	339,296		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術主任	20	47.3	478,898	27,602	451,296		
	大学卒	19	46.8	473,454	29,235	444,219		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	324	32.5	283,621	34,847	248,774	行政職1級		
大学卒	170	32.0	298,482	36,322	262,160			
短大卒	53	35.2	256,822	35,191	221,631			
高校卒	101	32.6	248,410	29,887	218,523			
中学卒	-	-	-	-	-			
技術係員	113	35.6	382,075	64,757	317,318			
大学卒	90	35.0	381,079	61,529	319,550			
短大卒	6	41.5	303,870	33,360	270,510			
高校卒	17	38.6	409,677	94,849	314,828			
中学卒	-	-	-	-	-			

3 規模100人以上500人未満

職種名	調査実 人	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)		
事務	支店長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技術	事務部長	62	51.7	558,888	21	558,867	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	36	51.3	603,091	0	603,091		
	短大卒	16	51.7	495,190	0	495,190		
	高校卒	10	53.0	497,512	134	497,378		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	17	55.7	501,990	0	501,990		
	大学卒	9	55.5	486,516	0	486,516		
	短大卒	3	56.7	493,862	0	493,862		
	高校卒	5	55.6	534,134	0	534,134		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係職種	事務部次長	37	49.7	428,805	1,965	426,840	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	
	大学卒	16	47.7	423,622	1,381	422,241		
	短大卒	12	50.6	421,309	623	420,686		
	高校卒	9	51.8	448,163	4,813	443,350		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	6	53.4	494,924	0	494,924		
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	4	55.6	494,755	0	494,755		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 員 人	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事 務	事 務 課 長	120	48.5	462,138	4,255	457,883	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級、6級
	大 学 卒	65	47.0	488,387	1,070	487,317		
	短 大 卒	27	50.7	410,749	9,547	401,202		
	高 校 卒	27	50.3	453,848	6,988	446,860		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	16	50.8	435,286	1,452	433,834		
	大 学 卒	4	48.1	407,618	5,845	401,773		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	11	51.9	443,362	0	443,362		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 関 係	事 務 課 長 代 理	65	46.4	423,720	29,538	394,182	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専 門職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大 学 卒	48	45.4	441,472	35,017	406,455		
	短 大 卒	7	50.0	371,379	10,821	360,558		
	高 校 卒	10	48.3	376,177	16,800	359,377		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	*	*	*	*	*		
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
職 種	事 務 係 長	178	46.2	362,749	43,032	319,717	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大 学 卒	83	44.0	368,909	39,689	329,220		
	短 大 卒	63	48.1	356,647	43,471	313,176		
	高 校 卒	31	47.6	361,594	50,605	310,989		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	45	49.1	436,849	92,947	343,902		
	大 学 卒	17	47.8	421,937	80,710	341,227		
	短 大 卒	6	52.2	482,932	131,063	351,869		
	高 校 卒	22	49.4	436,396	92,498	343,898		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務・技術 関係 職種	事務主任	156	43.3	308,300	34,286	274,014	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級(一部は3級)
	大学卒	52	41.4	316,425	33,067	283,358		
	短大卒	53	42.5	302,487	39,951	262,536		
	高校卒	51	46.2	305,742	29,624	276,118		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	46	41.5	356,308	58,667	297,641		
	大学卒	15	40.2	376,256	59,604	316,652		
	短大卒	15	41.0	325,496	49,328	276,168		
	高校卒	16	43.1	369,422	67,451	301,971		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	578	34.5	229,801	23,994	205,807	行政職1級	
	大学卒	262	33.2	243,019	25,014	218,005		
	短大卒	156	35.2	220,347	23,543	196,804		
	高校卒	157	36.3	217,710	22,651	195,059		
中学卒	3	29.3	239,576	29,462	210,114			
技術係員	194	29.7	280,327	50,808	229,519			
大学卒	102	29.6	283,295	48,187	235,108			
短大卒	27	31.6	270,329	37,926	232,403			
高校卒	65	29.0	279,564	61,699	217,865			
中学卒	-	-	-	-	-			

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 員 人	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	-	-	-	-	-	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	21	51.6	429,119	779	428,340	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
大 学 卒	10	52.8	457,597	0	457,597		
短 大 卒	7	48.7	409,032	0	409,032		
高 校 卒	4	53.7	393,074	4,092	388,982		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	5	53.4	520,046	0	520,046		
大 学 卒	5	53.4	520,046	0	520,046		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	10	53.4	379,394	0	379,394	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 一 課 長 間)	
大 学 卒	4	54.2	398,121	0	398,121		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	4	51.5	381,190	0	381,190		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	*	*	*	*	*		
大 学 卒	*	*	*	*	*		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査実 人員	平 年	均 齢	令和4年4月分平均支給額			備考	対応級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事務	事務課長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職5級
	25	44.7	348,672	3,402	345,270			
	大学卒	15	44.1	363,490	2,712	360,778		
	短大卒	7	44.5	311,141	0	311,141		
	高校卒	3	48.3	358,838	14,662	344,176		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長	9	45.4	450,660	11,467	439,193		
	大学卒	9	45.4	450,660	11,467	439,193		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
技術	事務課長代理	8	48.8	449,977	79,328	370,649	前記課長に事故 等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部 下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部 下4人以上を有 する者 職能資格等が上 記課長代理と同 等と認められる 課長代理及び 課長代理級専門 職 中間職(課長一 係長間)	行政職4級
	大学卒	4	46.7	449,894	93,779	356,115		
	短大卒	3	50.3	424,842	49,966	374,876		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	-	-	-	-	-		
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-	-		
	中学卒	-	-	-	-	-		
関係	事務係長	56	45.4	333,892	36,506	297,386	係の長及び係長 級専門職	行政職3級
	大学卒	27	41.3	352,691	43,046	309,645		
	短大卒	16	47.9	298,089	22,063	276,026		
	高校卒	13	50.9	338,913	40,697	298,216		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	19	45.4	352,624	41,035	311,589		
	大学卒	16	45.1	355,115	39,262	315,853		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	*	*	*	*	*		
	中学卒	*	*	*	*	*		

職種名	調査実 人員	平 均 年 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	45	41.1	300,023	37,069	262,954			
	大学卒	25	39.5	318,130	45,431	272,699		
	短大卒	13	40.7	259,320	15,706	243,614		
	高校卒	7	47.6	310,945	46,879	264,066		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	34	43.4	317,385	32,665	284,720		
	大学卒	25	44.1	323,207	38,169	285,038		
	短大卒	3	42.7	309,711	16,431	293,280		
	高校卒	6	41.0	296,964	17,847	279,117		
中学卒	-	-	-	-	-			
事務係員	149	38.0	238,774	20,922	217,852	行政職1級		
大学卒	79	32.2	249,541	25,929	223,612			
短大卒	29	44.7	238,964	15,014	223,950			
高校卒	40	43.7	217,018	15,631	201,387			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術係員	64	36.0	265,346	34,230	231,116			
大学卒	36	35.5	260,685	36,219	224,466			
短大卒	12	34.7	283,901	40,348	243,553			
高校卒	16	38.1	262,693	25,003	237,690			
中学卒	-	-	-	-	-			

その2 給与比較の対象外職種

規模計

職種名	調査人員	平年 均年齢	令和4年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)	
技能・労務関係職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手	3	52.0	173,573	12,990	160,583	
自家用自動車運転手	-	-	-	-	-	
守衛 用務員	-	-	-	-	-	
海事関係職種						港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員 同上 同上 同上 同上 同上 同上
船長・機関長	11	53.9	799,704	0	799,704	
一等航海士・機関士	13	40.4	723,671	209,040	514,631	
二等航海士・機関士	12	36.3	735,132	179,152	555,980	
三等航海士・機関士	14	31.4	620,273	167,442	452,831	
運航士	-	-	-	-	-	
甲板長・操機長	10	53.3	744,532	186,674	557,858	
甲板手・操機手	9	37.0	632,647	153,755	478,892	
甲板員・機関員	10	21.7	478,188	105,168	373,020	

職 種 名	調 査 人 員	平 年 均 齢	令和4年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)		
							円
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	5	59.6	760,580	0	760,580	
	大 学 教 授	24	60.7	643,739	0	643,739	
	大 学 准 教 授	20	52.4	548,222	0	548,222	
	大 学 講 師	15	45.1	479,489	0	479,489	
	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
高 等 学 校 教 諭	22	45.5	421,965	21,943	400,022		
研究関係職種	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 研究所の長(取締役 兼任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構 成員7人以上の部 (課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 (係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 の者(研究所長の職 名を有する者、上記 研究部(課)長及び 研究室(係)長)を除く。
	研 究 員	-	-	-	-	-	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-		

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和4年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職(課長級)		一般従業員(係員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%
	規 模 計	65.5	34.5	67.7	32.3
	500人以上	58.1	41.9	58.6	41.4
	100人以上500人未満	67.7	32.3	68.4	31.6
	100人未満	71.4	28.6	76.9	23.1

3 標準生計費及び 労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和4年4月分)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 26,980	円 34,200	円 43,800	円 53,400	円 63,000
住居関係費	81,110	143,850	114,790	85,730	56,670
被服・履物費	3,750	2,580	4,050	5,500	6,970
雑費Ⅰ	13,020	21,410	30,780	40,150	49,520
雑費Ⅱ	4,400	8,120	9,660	11,190	12,720
合計	129,260	210,160	203,080	195,970	188,880

令和4年4月の標準生計費算定方法

- 1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

- 2 2人～5人世帯については、家計調査における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤								⑥		⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全失 業率 (季調値)	きま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				ち 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)				総 実 労 働 時 間 (調 査 産 業 計)			
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)		
令和2年度	△ 4.5	0.0	1.10	2.9	293.3	△ 1.0	238.0	△ 0.1	271.5	0.1	220.2	0.3	140.0	139.0		
令和3年度	2.3	△ 0.4	1.16	2.8	298.2	1.7	232.3	△ 2.4	274.4	1.1	215.2	△ 2.3	142.5	141.9		
令和3年4月		△ 0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	235.9	△ 2.9	275.9	1.1	218.9	△ 2.3	150.4	145.9		
5月	0.5	0.2	1.10	2.9	294.9	2.6	231.6	△ 2.3	272.1	1.4	215.0	△ 2.8	136.0	137.4		
6月		0.0	1.13	2.9	297.2	2.1	231.6	△ 4.6	274.4	0.8	215.5	△ 4.8	146.9	142.0		
7月		△ 0.1	1.14	2.8	297.7	1.7	232.8	△ 3.0	274.0	0.7	211.0	△ 5.4	146.9	142.2		
8月	△ 0.5	△ 0.2	1.15	2.8	295.0	1.3	233.3	△ 2.6	271.9	0.7	217.0	△ 2.2	135.8	137.8		
9月		△ 0.3	1.15	2.8	296.3	1.2	232.9	△ 2.6	273.6	0.7	216.2	△ 2.1	141.4	140.2		
10月		△ 0.3	1.16	2.7	298.6	0.8	236.4	△ 2.4	275.1	0.5	219.8	△ 1.9	144.8	147.3		
11月	1.0	△ 0.5	1.17	2.8	298.0	1.3	235.0	△ 1.8	273.9	1.0	218.7	△ 1.0	145.8	146.3		
12月		△ 0.4	1.17	2.7	298.6	1.2	238.2	△ 1.1	273.7	0.7	220.6	△ 0.6	144.5	147.5		
令和4年1月		△ 1.2	1.20	2.8	298.9	2.0	226.0	△ 1.9	274.7	1.8	209.9	△ 1.5	136.9	138.5		
2月	0.0	△ 1.2	1.21	2.7	299.5	2.3	223.5	△ 2.1	275.2	1.9	207.5	△ 1.8	136.6	133.2		
3月		△ 1.3	1.22	2.6	304.0	2.2	230.9	△ 1.6	278.9	1.9	212.1	△ 1.0	144.5	144.1		
4月		△ 1.1	1.23	2.5	307.9	2.5	229.2	△ 2.9	281.9	2.2	212.7	△ 2.8	149.0	144.8		
5月	0.5	△ 0.9	1.24	2.6	301.2	2.2	231.8	0.1	277.2	1.9	215.4	0.2	137.6	138.9		
資料出所	内閣府		厚生労働省		総務省		厚生労働省									

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は令和2年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和2年度、3年度の欄は、それぞれ令和2暦年、3暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)	⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比				⑪ 国内企業 物価指数 前年比	項 目 年 度 年 月
	全 国				那 覇 市				全 国		那 覇 市			
	全国	沖縄県	二人以上の世帯 うち勤労者世帯		全国	沖縄県	二人以上の世帯 うち勤労者世帯		前年比	前年比	前年比	前年比		
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
10.6	9.3	277.9	△ 5.3	305.8	△ 5.6	216.2	2.7	251.3	4.5	0.0	△ 0.6	△ 1.4	令和2年度	
11.7	9.7	279.0	0.4	309.5	1.2	228.3	5.6	260.4	3.6	△ 0.2	0.1	7.0	令和3年度	
12.1	9.9	301.0	12.4	338.6	11.5	237.2	19.7	273.1	14.0	△ 1.1	△ 0.6	3.5	令和3年4月	
11.1	9.5	281.1	11.5	317.7	13.1	222.1	14.2	252.5	11.4	△ 0.8	△ 0.5	4.8	5月	
11.4	9.0	260.3	△ 4.9	281.2	△ 5.8	216.4	4.7	258.8	7.4	△ 0.5	0.0	4.9	6月	
11.9	9.5	267.7	0.3	302.8	4.9	233.0	10.4	258.3	9.0	△ 0.3	△ 0.3	5.6	7月	
10.9	8.6	266.6	△ 3.5	294.1	△ 3.4	239.9	8.7	271.1	17.3	△ 0.4	△ 0.2	5.6	8月	
11.3	9.1	265.3	△ 1.7	295.8	△ 2.8	231.2	△ 2.6	260.2	0.1	0.2	0.2	6.2	9月	
11.7	10.0	282.0	△ 0.5	312.7	0.1	228.3	8.0	247.7	0.5	0.1	0.8	8.0	10月	
12.1	9.9	277.0	△ 0.6	304.2	△ 0.4	225.9	7.7	275.9	13.5	0.6	1.0	8.9	11月	
12.3	11.0	317.2	0.7	344.1	3.1	241.9	△ 0.3	247.3	△ 7.5	0.8	0.8	8.6	12月	
11.8	9.6	287.8	7.5	314.4	5.6	222.6	△ 4.0	249.8	△ 1.5	0.5	0.5	9.0	令和4年1月	
11.9	9.4	257.9	2.2	285.3	1.6	242.3	15.1	303.1	15.1	0.9	0.8	9.4	2月	
12.6	11.1	307.3	△ 0.8	343.7	△ 0.1	243.9	10.2	302.3	15.3	1.2	1.2	9.3	3月	
12.9	10.4	304.5	1.2	344.1	1.6	246.9	4.1	284.3	4.1	2.5	3.1	10.0	4月	
11.7	9.7	287.7	2.4	315.0	△ 0.9	252.8	13.8	286.1	13.3	2.5	3.2	9.3	5月	
総 務 省												日本銀行	資料出所	

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ～

- ① 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査 (完了率 83.2%)

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 921 円 (0.23%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 405,049 円、平均年齢 42.7 歳]

[改定の内訳：俸給 818 円 はね返し分 (注)103 円] (注)俸給の改定により諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.41 月 [公務の平均支給月数 4.30 月]

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定

(平均改定率:全体0.3% [1級1.7%、2級1.1%、3級0.2%、4級・5級0.0%、6級以上は改定なし])

② その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

<ボーナス> 民間の支給状況に見合うよう引上げ 4.30月分→4.40月分
 民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分。その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和4年度 期末手当	1.20月 (支給済み)	1.20月 (改定なし)
勤勉手当	0.95月 (支給済み)	1.05月 (現行0.95月)
5年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	1.00月	1.00月

<実施時期> ・月例給：令和4年4月1日
 ・ボーナス：法律の公布日

3 その他の取組

- (1) 博士課程修了者等の初任給基準の見直し
 博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- (2) テレワークに関する給与面での対応
 テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

4 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、給与制度のアップデートに向けて一体的に取組

令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応。

【給与上対応すべき課題】

- ・若い世代の誘致・確保
- ・積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

【取組事項】

- ・若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和4年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。報告では、以下の1から3までの三つの課題認識とそれぞれの対応策を示した。概要は以下のとおり。

1 人材の確保

【課題】

民間企業等との人材獲得競争がし烈になる中で採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な経験・専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要

【対応】

(1) 採用試験の見直し

受験者の利便性を向上し申込者数を増加させるため、総合職春試験の実施時期の前倒し、教養区分の受験可能年齢引下げ及び試験地追加、合格有効期間の延伸、その他受験しやすい採用試験の実現等について検討を進め、令和4年度内に方針を決定また、総合職大卒程度試験（教養区分以外）及び一般職大卒程度試験の受験可能年齢引下げ、一般職大卒程度試験の新区分創設、総合職院卒者試験の受験資格見直しについて検討を進め、令和5年度内を目途に方針を決定

(2) 民間との人材交流の円滑化

民間人材活用促進のため、高度デジタル人材に係る特定任期付職員の採用及び本府省の課長級・室長級への一般任期付職員の採用について基準を明示し、各府省限りで採用できる範囲を拡大。給与決定について、現行制度上可能な柔軟な取扱いの明文化を始め、運用・制度の両面で各府省を支援。官民人事交流について交流基準の見直しを検討

2 人材の育成と能力・実績に基づく人事管理の推進等

【課題】

職員の能力を引き出し、組織のパフォーマンスを最大限発揮するためには、職員の能力・適性等を考慮した育成、人事評価結果の任用・給与等への適切な反映が重要。また、職員がキャリアを自律的に考えられるよう、人事当局によるキャリアパスモデルの提示、成長機会の積極的な付与、管理職員による部下職員との適切なコミュニケーションが必要

【対応】

(1) 研修を通じた人材の育成

マネジメント能力向上のため、課長級行政研修のコース新設や係長級等の基礎教材作成。若年層等のキャリア形成支援の研修を充実。民間人材が早期に公務になじみ能力発揮できるよう研修教材等を充実。管理職員への研修等で女性登用に係る意識改革を推進

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進等

人事評価制度の見直しを踏まえ、能力・実績ある人材の登用やメリハリのある処遇がなされるよう制度周知。納得感のある人事管理推進のため、管理職員の評価・育成能力向上に向けて各府省の研修を支援

3 勤務環境の整備

【課題】

職員の Well-being 実現等に向けた職場環境整備が肝要。このため、働き方改革の推進は急務であり、中でも長時間労働の是正は人材確保の観点からも喫緊の課題。また、場所・時間を有効活用できるテレワークが広がっており、ライフスタイルが多様化する中、柔軟な働き方に対応した勤務時間制度の整備が必要。さらに、民間で健康経営が進展する中、職員の健康管理等を進める必要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

新設の勤務時間調査・指導室において客観的記録を基礎とした超過勤務時間の適正な管理を指導。他律部署・特例業務の範囲や医師の面接指導の徹底に間する指導、管理職員のマネジメントに関する助言のほか、デジタルの活用など業務見直しの好事例を横展開業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。定員管理担当部局に対して必要な働きかけ。国会対応業務について、質問通告の早期化、オンラインの対応は超過勤務の縮減に寄与。引き続き国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の検討

学識経験者による研究会の中間報告で提言されたフレックスタイム制及び休憩時間制度の柔軟化を速やかに措置。テレワークや勤務間インターバル確保の方策、更なる柔軟な勤務時間制度等について本年度内を目途に結論を得るべく研究会で引き続き検討

(3) 健康づくりの推進

職員の健康増進を担う各府省の健康管理体制の充実を検討するため、官民の実態等を調査。ストレスチェックの更なる活用を促進。「こころの健康相談室」のオンライン相談窓口を拡充

(4) 仕事と生活の両立支援

不妊治療のための出生サポート休暇や育児休業等の制度を利用しやすい環境整備のため、不妊治療に関するイベントの開催や研修教材の提供等により周知啓発、各府省を支援。介護や学び直しに関し、介護休暇や自己啓発等休業制度等に係る調査研究

(5) ハラスメント防止対策

幹部・管理職員向け研修を組織マネジメントの観点も反映して見直し、令和5年度から実施。各府省担当者の専門性向上や迅速・適切な事案解決のための相談体制の整備に向けて実情・課題を把握、対応を検討

令和4年 職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和4年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 株式会社 F.T.K印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、350部作成し、1部当たりの印刷単価は2,640円（1円未満は切捨）です。



古紙配合率70%
白色度73%の再生紙を使用しています。